

第三号様式(第三十条関係)

第 号		督 促 状	
年度	国土交通省所管 自動車安全特別会計		
自動車事故対策事業賦課金 過 怠 金	円		
指定期限	年 月 日		
納付場所	日本銀行又はその代理店 若しくは歳入代理店		
上記のとおり納付して下さい。			
指定期限までに完納しないときは、自動車損害賠償保障法第八十条第四項の規定により、直ちに財産差押えの処分をします。			
年 月 日			
歳入徴収官の官職氏名 <input type="text"/>			

九センチメートル

一四センチメートル